

ダム工事総括管理技術者の身分の表示等について

一般財団法人日本ダム協会 ダム工事総括管理技術者認定事業事務局

ダム工事総括管理技術者は、その責務の重要性をよく認識し、常に自己の技術力の錬磨と人格の陶冶に努め、もってダム工事の適正・円滑な進捗に尽力するとともに、他のダム工事技術者の模範とならなければならない。

上記に鑑み、ダム工事総括管理技術者の身分の表示等について次のとおり定める。

1. ダム工事総括管理技術者認定証は、勤務する事業所に掲示することとする。
2. ダム工事総括管理技術者 (Certified Chief Managing Engineer for Dam Construction) は、業務の遂行に当たってその称号を使用することができる。
名刺等に他の資格と併記する場合は、ダム工事総括管理技術者を筆頭にすること。
3. ダム工事総括管理技術者は、勤務先事業所、地位・職名等に異動が生じた場合は、直ちに文書で認定事業事務局まで連絡すること。
4. ダム工事総括管理技術者は、認定証、登録証明書を他人に貸与または譲渡したり、不正に使用してはならない。
5. ダム工事総括管理技術者の登録の有効期間は5年間とし、5年毎に登録更新の措置を受けるものとする。
6. ダム工事総括管理技術者が、死亡した場合あるいは心身の故障等によって正常な勤務ができなくなった場合は、ダム工事総括管理技術者認定証および登録証明書等の効力は消滅するものとする。
7. ダム工事総括管理技術者登録証明書記載の経歴・本籍地等重要な変更があった場合には、事務局に届け出るものとする。
8. この規程は平成4年9月1日より改正実施する。

(改正)

この規程は平成13年11月1日より改正実施する。

この規程は平成22年4月1日より改正実施する。